

函館市監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第4項および第7項に規定する監査を次のとおり実施したので、その結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和8年2月10日

函館市監査委員 小野 浩

函館市監査委員 本間 裕 邦

函館市監査委員 出村 ゆかり

函館市監査委員 道畑 克 雄

1 定期監査

対象部局 企画部，市民部，保健福祉部，経済部，議会事務局

2 財政援助団体等監査

対象団体 特定非営利活動法人語りつぐ青函連絡船の会，はこだて
健幸プロジェクト

監 査 報 告 書

令和 8 年 (2026 年) 2 月

函 館 市 監 査 委 員

目 次

I	監査の対象部局等	1
II	監査の結果	2
1	定期監査	
	(1) 企画部	3
	(2) 市民部	5
	(3) 保健福祉部	7
	(4) 経済部	9
	(5) 議会事務局	12
2	財政援助団体等監査	
	(1) 公の施設の指定管理者監査	
	特定非営利活動法人語りつぐ青函連絡船の会	14
	(2) 財政援助団体監査	
	はこだて健幸プロジェクト	17

I 監査の対象部局等

1 定期監査

対象部局	監査の対象期間	監査の実施期間
企画部	令和7年4月1日から 令和7年7月31日まで	令和7年9月1日から 令和7年12月25日まで
市民部	令和7年4月1日から 令和7年7月31日まで	令和7年9月1日から 令和7年12月25日まで
保健福祉部	令和7年4月1日から 令和7年7月31日まで	令和7年9月1日から 令和7年12月25日まで
経済部	令和7年4月1日から 令和7年7月31日まで	令和7年9月1日から 令和7年12月25日まで
議会事務局	令和7年4月1日から 令和7年7月31日まで	令和7年9月1日から 令和7年12月25日まで

2 財政援助団体等監査

(1) 公の施設の指定管理者監査（函館市青函連絡船記念館摩周丸）

対象団体	監査の対象期間	監査の実施期間
特定非営利活動法人 語りつぐ青函連絡船の会	令和6年度	令和7年9月1日から 令和7年12月25日まで

※ 施設所管部局：企画部

(2) 財政援助団体監査（「はこだて市民健幸大学」実行委員会負担金）

対象団体	監査の対象期間	監査の実施期間
はこだて健幸プロジェクト	令和6年度	令和7年9月1日から 令和7年12月25日まで

※ 所管部局：保健福祉部

Ⅱ 監査の結果

監査の結果は、次の各監査結果報告書のとおりである。

令和7年度（2025年度） 定期監査結果報告書

1 監査の対象

(1) 対象部局

企画部

(2) 対象事務

令和7年（2025年）4月1日から令和7年7月31日までに
執行された財務に関する事務およびその他の事務

2 監査の期間

令和7年9月1日から令和7年12月25日まで

3 監査の実施方法および内容

監査に当たっては、監査項目を定め、上記事務が法令等および予算の定めるところにより適正に執行されているか、経済性、効率性および有効性の観点を踏まえて執行されているかなどについて、抽出により、諸帳簿等の関係書類の確認をするとともに、関係職員から説明を聴取し、必要に応じて現地調査を実施するなど、函館市監査基準に基づき行った。

なお、各監査項目における主な着眼点は次のとおり。

(1) 予算の執行

- ア 計画的かつ効率的に行われているか。
- イ 会計区分、年度区分および予算科目は適正か。
- ウ 事務処理で法令等に違反するものはないか。

(2) 現金取扱事務

- ア 出納員その他の会計職員、企業出納員および現金取扱員以外の者が現金を扱っていないか。
- イ 現金出納簿等は正確に記帳されているか。
- ウ 収納金は適切に保管され、遅滞なく指定金融機関等に払込ままたは預入されているか。

(3) 庶務的事務

ア 職員の服務に係る手続は適正か。

イ 金券等の管理および使用ならびに諸帳簿の整備は適正か。

4 監査の結果

監査の対象とした事務は、監査した限りにおいて、いずれも適正に執行されていた。

令和7年度（2025年度） 定期監査結果報告書

1 監査の対象

(1) 対象部局

市民部

(2) 対象事務

令和7年（2025年）4月1日から令和7年7月31日までに
執行された財務に関する事務およびその他の事務

2 監査の期間

令和7年9月1日から令和7年12月25日まで

3 監査の実施方法および内容

監査に当たっては、監査項目を定め、上記事務が法令等および予算の定めるところにより適正に執行されているか、経済性、効率性および有効性の観点を踏まえて執行されているかなどについて、抽出により、諸帳簿等の関係書類の確認をするとともに、関係職員から説明を聴取し、必要に応じて現地調査を実施するなど、函館市監査基準に基づき行った。

なお、各監査項目における主な着眼点は次のとおり。

(1) 予算の執行

- ア 計画的かつ効率的に行われているか。
- イ 会計区分、年度区分および予算科目は適正か。
- ウ 事務処理で法令等に違反するものはないか。

(2) 現金取扱事務

- ア 出納員その他の会計職員、企業出納員および現金取扱員以外の者が現金を扱っていないか。
- イ 現金出納簿等は正確に記帳されているか。
- ウ 収納金は適切に保管され、遅滞なく指定金融機関等に払込または預入されているか。

(3) 庶務的事務

ア 職員の服務に係る手続は適正か。

イ 金券等の管理および使用ならびに諸帳簿の整備は適正か。

4 監査の結果

監査の対象とした事務は、監査した限りにおいて、いずれも適正に執行されていた。

令和7年度（2025年度） 定期監査結果報告書

1 監査の対象

(1) 対象部局

保健福祉部

(2) 対象事務

令和7年（2025年）4月1日から令和7年7月31日までに
執行された財務に関する事務およびその他の事務

2 監査の期間

令和7年9月1日から令和7年12月25日まで

3 監査の実施方法および内容

監査に当たっては、監査項目を定め、上記事務が法令等および予算の定めるところにより適正に執行されているか、経済性、効率性および有効性の観点を踏まえて執行されているかなどについて、抽出により、諸帳簿等の関係書類の確認をするとともに、関係職員から説明を聴取し、必要に応じて現地調査を実施するなど、函館市監査基準に基づき行った。

なお、各監査項目における主な着眼点は次のとおり。

(1) 予算の執行

- ア 計画的かつ効率的に行われているか。
- イ 会計区分、年度区分および予算科目は適正か。
- ウ 事務処理で法令等に違反するものはないか。

(2) 現金取扱事務

- ア 出納員その他の会計職員、企業出納員および現金取扱員以外の者が現金を扱っていないか。
- イ 現金出納簿等は正確に記帳されているか。
- ウ 収納金は適切に保管され、遅滞なく指定金融機関等に払込ままたは預入されているか。

(3) 庶務的事務

ア 職員の服務に係る手続は適正か。

イ 金券等の管理および使用ならびに諸帳簿の整備は適正か。

4 監査の結果

監査の対象とした事務は、監査した限りにおいて、いずれも適正に執行されていた。

令和7年度（2025年度） 定期監査結果報告書

1 監査の対象

(1) 対象部局

経済部

(2) 対象事務

令和7年（2025年）4月1日から令和7年7月31日までに
執行された財務に関する事務およびその他の事務

2 監査の期間

令和7年9月1日から令和7年12月25日まで

3 監査の実施方法および内容

監査に当たっては、監査項目を定め、上記事務が法令等および予算の定めるところにより適正に執行されているか、経済性、効率性および有効性の観点を踏まえて執行されているかなどについて、抽出により、諸帳簿等の関係書類の確認をするとともに、関係職員から説明を聴取し、必要に応じて現地調査を実施するなど、函館市監査基準に基づき行った。

なお、各監査項目における主な着眼点は次のとおり。

(1) 予算の執行

- ア 計画的かつ効率的に行われているか。
- イ 会計区分、年度区分および予算科目は適正か。
- ウ 事務処理で法令等に違反するものはないか。

(2) 現金取扱事務

- ア 出納員その他の会計職員、企業出納員および現金取扱員以外の者が現金を扱っていないか。
- イ 現金出納簿等は正確に記帳されているか。
- ウ 収納金は適切に保管され、遅滞なく指定金融機関等に払込ままたは預入されているか。

(3) 庶務的事務

- ア 職員の服務に係る手続は適正か。
- イ 金券等の管理および使用ならびに諸帳簿の整備は適正か。

(4) 支出事務（立地環境調査補助金）

- ア 違法，不当または不経済な支出はないか。
- イ 支出決定は正当な権限者により行われているか。
- ウ 物品等の検査検収は確実に行われているか。
- エ 支払時期は適正か。

4 監査の結果

監査の対象とした事務について，監査した限りにおいて，次のとおり見直しを要する点が見受けられた。

(1) 意見

ア 予算の執行

(ア) はこだてみらい館については，駅前・大門地区の賑わいの創出を目的に入館者数の目標を年間12万人として平成28年に開業し，以来約8年間で約12億円の公費を投入してきたが，財務部が作成した公共施設カルテによると過去最多を記録した令和6年度の入館者数も約6万7千人にとどまり，年間収支は約1億2千万円の赤字となっている。

経済部では，観光客利用の想定と視認性を確保し入館者数の増加へつなげるため，平成29年3月にキラリス函館ビル壁面へ看板を設置し，平成30年4月に利用料を値下げする対策をしているが，これまで，はこだてみらい館の費用対効果についての検証は一度も行っていない。

同公共施設カルテによると，経済部が同一ビル内にはこだてみらい館と同じ目的で設置しているはこだてキッズプラザは，年間約5千4百万円の赤字で令和6年度は約11万人の入館があり，はこだてみらい館の2分の1以下の費用負担で約6割多い入館者を確保している。また，駅周辺に立地し，教育・文化

の向上および観光振興を目的として企画部が所管する青函連絡船記念館摩周丸については、年間約1千3百万円の赤字で令和6年度は約7万5千人の入館があり、はこだてみらい館の約9分の1の費用負担で約1割多い入館者を確保している。

本市の財政状況が厳しさを増し、事業の見直しをはじめとする行財政改革に取り組んできていることも踏まえ、はこだてみらい館について毎年約1億2千万円の費用負担に見合う駅前・大門地区の賑わいの創出効果が得られているか検証されたい。

(イ) 商工業振興費で予算執行している函館臨空工業団地市有地内草刈業務について、仕様書では区画AからJまでを業務対象と図示していたが、予定価格は、区画C・Dを除いた面積で記載されており、入札時に示した業務対象の区画と対象面積は一致していなかった。

経済部では、作業の着手直前にこの誤りが判明したものの、契約担当部局との協議を経ず、受託者と口頭で協議したうえで区画C・Dを除外し、契約上の業務範囲と実際の履行範囲が異なったまま業務を履行させ、完了検査までを行っていた。

これらのことは、契約事務に係る関係規則等の定めを意識せずに事務を執っていたことが原因の一つと思料されるが、地方自治体の契約は、経済性や公正性の面から慎重かつ厳格に行うべきものであることから、委託する業務の内容、範囲、事業費の算出方法等を十分に精査することはもとより、契約書はその意思表示の内容の合致を表示し、かつ、これを証するために取り交わす文書であることを意識したうえで、予算の執行に当たっては、法令等にのっとり適切な事務手続を執られたい。

令和7年度（2025年度） 定期監査結果報告書

1 監査の対象

(1) 対象部局

議会事務局

(2) 対象事務

令和7年（2025年）4月1日から令和7年7月31日までに
執行された財務に関する事務およびその他の事務

2 監査の期間

令和7年9月1日から令和7年12月25日まで

3 監査の実施方法および内容

監査に当たっては、監査項目を定め、上記事務が法令等および予算の定めるところにより適正に執行されているか、経済性、効率性および有効性の観点を踏まえて執行されているかなどについて、抽出により、諸帳簿等の関係書類の確認をするとともに、関係職員から説明を聴取し、必要に応じて現地調査を実施するなど、函館市監査基準に基づき行った。

なお、各監査項目における主な着眼点は次のとおり。

(1) 予算の執行

- ア 計画的かつ効率的に行われているか。
- イ 会計区分、年度区分および予算科目は適正か。
- ウ 事務処理で法令等に違反するものはないか。

(2) 庶務的事務

- ア 職員のサービスに係る手続は適正か。
- イ 金券等の管理および使用ならびに諸帳簿の整備は適正か。

4 監査の結果

監査の対象とした事務は、監査した限りにおいて、いずれも適正に

執行されていた。

令和7年度（2025年度） 財政援助団体等監査結果報告書

1 監査の対象団体および所管部局

(1) 対象団体

特定非営利活動法人語りつぐ青函連絡船の会

(2) 所管部局

企画部

2 監査の対象

(1) 公の施設の指定管理者監査

公の施設：函館市青函連絡船記念館摩周丸

(2) 対象事務

令和6年度（2024年度）における函館市青函連絡船記念館摩周丸の管理に係る出納その他の事務

3 監査の期間

令和7年（2025年）9月1日から令和7年12月25日まで

4 監査の実施方法および内容

監査に当たっては、上記事務が法令等の定めるところにより適正に執行されているか、財政的援助の目的に沿って執行されているかなどについて、抽出により、諸帳簿等の関係書類の確認をするとともに、関係職員から説明を聴取し、現地調査を実施するなど、函館市監査基準に基づき行った。

なお、監査の主な着眼点は次のとおり。

(1) 所管部局関係

ア 指定管理者の指定は適正かつ公正に行われているか。

イ 指定管理者の管理に関する協定等の締結は適正に行われているか。

ウ 指定管理者の管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手

続等は適正か。

エ 事業報告書の点検は適切になされているか。

オ 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、または指示を行っているか。

(2) 指定管理者関係

ア 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。

イ 利用料金の設定等は適正になされているか。

ウ 施設の管理に係る会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。

エ 施設の管理に係る出納関係帳簿の整備、記帳は適正か。また、領収書等証拠書類の整備、保存は適切か。

オ 施設は関係法令等の定めるところにより適切に管理されているか。

5 監査の結果

監査の対象とした事務について、監査した限りにおいて、次のとおり見直しを要する点が見受けられた。

(1) 意見

函館市青函連絡船記念館摩周丸の管理に係る経費について、照明器具が消耗品費と修繕費に、7月分の電気料が2回重複して計上されていたほか、支払済のガス料金の計上漏れなどの複数の誤りにより、協定書第15条に基づき提出されている収支決算書に不備があることが確認された。また、パートタイム労働者の人件費について、給与は勤務実態に即して支払われていたものの、出勤簿の記録が勤務実態と一致していない事例があった。

管理業務の決算額を正確に把握できない場合、適正な管理運営を確保できないおそれがあることから、モニタリングにおいては、提出資料の内容を精査することはもとより、指定管理者制度におけるモニタリングに関する指針（平成21年5月策定）が求める業務の実施確認に基づく評価、指導、指示などを所管部局において確実か

つ的確に行い，適切な施設管理に努められたい。

また，出勤簿は勤務時間の証拠書類となることから，正確な勤務時間を記載するとともに，勤務実態と一致しない出勤簿については訂正の内容や経過がわかる記録を残すよう指導されたい。

令和7年度（2025年度） 財政援助団体等監査結果報告書

1 監査の対象団体および所管部局

(1) 対象団体

はこだて健幸プロジェクト

（旧「はこだて市民健幸大学」実行委員会）

(2) 所管部局

保健福祉部

2 監査の対象

(1) 財政援助団体監査

負担金：「はこだて市民健幸大学」実行委員会負担金

(2) 対象事務

令和6年度（2024年度）における負担金の交付に係る出納その他の事務

3 監査の期間

令和7年（2025年）9月1日から令和7年12月25日まで

4 監査の実施方法および内容

監査に当たっては、上記事務が法令等の定めるところにより適正に執行されているか、財政的援助の目的に沿って執行されているかなどについて、抽出により、諸帳簿等の関係書類の確認をするとともに、関係職員から説明を聴取し、現地調査を実施するなど、函館市監査基準に基づき行った。

なお、監査の主な着眼点は次のとおり。

(1) 所管部局関係

ア 負担金の決定は法令等に適合しているか。

イ 負担金の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。

ウ 負担金の効果および条件の履行の確認は実績報告書等によりな

されているか。

エ 負担金交付団体への指導監督は適切に行われているか。

(2) 団体関係

ア 事業計画書，予算書および決算諸表等と所管部局へ提出した実績報告書等は符号するか。

イ 負担金の請求および受領は適切に行われているか。

ウ 事業は，計画に従って実施され，十分効果が上げられているか。

また，負担金が対象事業以外に流用されていないか。

エ 出納関係帳簿の整備，記帳は適正か。また，領収書等証拠書類の整備，保存は適切か。

オ 負担金に係る収支の会計経理は適正になされているか。

5 監査の結果

監査の対象とした事務は，監査した限りにおいて，概ね適正に執行されていた。